

# 社会労働委員会議録第四十八号

昭和三十年七月二十三日(土曜日)

午後五時二十二分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事大石 武一君 理事中川 俊忠君

理事松岡 松平君 理事大橋 武夫君

理事山下 春江君 理事山花 秀雄君

理事吉川 兼光君

植村 武一君 日井 莊一君

龜山 孝一君 小島 徹三君

白濱 仁吉君 床次 徳二君

山本 利壽君 横井 太郎君

越智 茂君 加藤鑛五郎君

倉石 忠雄君 小林 郁君

高橋 等君 中山 マサ君

野澤 清人君 八田 貞義君

岡本 隆一君 多賀谷眞徳君

滝井 義高君 中村 英男君

長谷川 保君 福田 昌子君

井堀 繁雄君 神田 大作君

堂森 芳夫君 中村 高一君

中原 健次君

出席國務大臣 川崎 秀二君

出席政府委員 厚生大臣 曾田 長宗君

(厚生技官) 曾田 長宗君

(医務局長) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 高田 正巳君

(業務局長) 高田 正巳君

委員外の出席者 専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

七月二十三日

委員草野一郎平君、柳田秀一君、横

銭重吉君及び山ロソツエ君兼任につ

き、その補欠として白濱仁吉君、多賀谷眞徳君、福田昌子君及び中村高一君が議長の名で委員に選任された。

七月二十二日

クリーニング業法の一部改正に関する請願(菊地養之輔君紹介)(第四三七七号)

健康保険における医療給付費の二割国庫負担等に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第四三七八号)

同(原茂君紹介)(第四四二二二号)

同(世耕弘一君紹介)(第四四二四号)

同(木村文男君紹介)(第四四四九号)

強制医薬分業反対に関する請願(愛知一君紹介)(第四四二〇号)

同(山本利壽君紹介)(第四四二二二号)

同(三田村武夫君紹介)(第四四二二二号)

健康保険法等の一部改正に関する請願(八木具君紹介)(第四四二五五号)

同(古井喜實君紹介)(第四四二六号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

関する請願(世耕弘一君紹介)(第四四二九号)

国立米子療養所の病床増設に関する請願(足鹿覺君紹介)(第四四三〇号)

失業対策事業促進に関する請願(山元治郎君紹介)(第四四三二号)

民間社会福祉事業施設整備費予算確保等に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

同(第四四四八号)

関連いたしました。今後の医療行政につきましまして、特に厚生大臣に一点だけ御質問を申し上げたいと存じます。

医薬分業の実施というものは、社会の進歩に伴う当然の施策でありまして、医療制度改善の最も重要な目標であると存じます。しかし、わが国におきましては、この制度を完全に実現するには、今後、医療をめぐってあります従来慣行を改め、特に診療報酬と調剤報酬との区分を明らかにすることが、最も肝要であると存じます。従って、政府におかれましては、十分この点に留意せられまして、関係方面の指導啓発に努力せられんことを希望する次第でございます。

このことは、医薬分業の自然的な発達に貢献し、かつ医薬界の将来に裨益するところ大なるものと確信する次第でございます。よって政府は、新医療費体系をすみやかに整備する等、医薬分業の自然的な発達を促し、これを實現するにつきましまして、今後一そうの御努力あらんことを切望する次第でございます。

この機会に、これらの点につきましましての厚生大臣の御方針の一端を伺いたいと存じます。

○川崎國務大臣 ただいまの御質問の趣旨には、全く同意であります。政府といたしましては、従来までも努力はいたして参りましたが、今後は、新医療費体系の整備を初め、医薬分業の実施に対し、準備態勢を一段と固めたいと存する次第でございます。

○中村委員長 ほかにも御発言はございませんか。

なければ、本案についての質疑は終了いたしましたものと認めます。

ただいま委員長の手元に、各派共同提出にかかる本案に対する修正案が提出されております。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○中村委員長 速記を始めて下さい。この際提出者より趣旨説明を求めます。大橋武夫君。

○大橋武夫委員 私は各派を代表いたしまして、ただいま議題となつております医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたしました。修正案の案文を朗読いたします。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則を次のように改める。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二百二条の改正に関する部分を次のように改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者又

は、その補欠として白濱仁吉君、多賀谷眞徳君、福田昌子君及び中村高一君が議長の名で委員に選任された。

七月二十二日

クリーニング業法の一部改正に関する請願(菊地養之輔君紹介)(第四三七七号)

健康保険における医療給付費の二割国庫負担等に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第四三七八号)

同(原茂君紹介)(第四四二二二号)

同(世耕弘一君紹介)(第四四二四号)

同(木村文男君紹介)(第四四四九号)

強制医薬分業反対に関する請願(愛知一君紹介)(第四四二〇号)

同(山本利壽君紹介)(第四四二二二号)

同(三田村武夫君紹介)(第四四二二二号)

健康保険法等の一部改正に関する請願(八木具君紹介)(第四四二五五号)

同(古井喜實君紹介)(第四四二六号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)

は現にその看護に當つてゐる者に對して処方せんを交付しなければならぬ。ただし、患者又は現にその看護に當つてゐる者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

- 一 暗示的效果を期待する場合において、処方せんを交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合
  - 二 処方せんを交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合
  - 三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合
  - 四 診断又は治療方法の決定してない場合
  - 五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合
  - 六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受け取ることができない者がいない場合
  - 七 覚せい剤を投与する場合
  - 八 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において、薬剤を投与する場合
- 第一条 医師法第三十三条の改正規定を削る。
- 第二条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二十一条の改正に関する部分を次のように改める。
- 第二十一条を次のように改める。
- 第二十一条 歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者又は現にその看護に當つてゐる者に対して処方せんを交付しな

ればならない。ただし、患者又は現にその看護に當つてゐる者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

- 一 暗示的效果を期待する場合において、処方せんを交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合
  - 二 処方せんを交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合
  - 三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合
  - 四 診断又は治療方法の決定してない場合
  - 五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合
  - 六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受け取ることができない者がいない場合
  - 七 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において、薬剤を投与する場合
- 第二条 歯科医師法第三十一条の改正規定を削る。
- 第三条 薬事法（昭和二十三年法律第二百九十七号）第二十二條の改正規定中第一項第二号及び第三号を次のように改め、第二項を削る。
- 二 医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十二條各号の場合又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二十一条各号の場合
- 第三条 中薬事法第五十六條第一項の改正規定を次のように改める。

第五十六條第一項中「第二十二條」を「第二十二條の規定に違反した者（医師、歯科医師及び獣医師を除く。）又は」に、「又は第四十四條」を「若しくは第四十四條」に改める。

第五十七條の次に次の一條を加える。

第五十七條之二 医師、歯科医師又は獣医師が第二十二條の規定に違反したときは、一万円以下の罰金に処する。

附則第一項の項番号及び附則第二項を削る。

以下簡単に本修正案の趣旨を申し上げたいと存じます。

本法案の原案の趣旨は、私どももよくこれを了解したものでございまして、その意味を一そう明確にすることを適當と認めましたので、患者の医師に対する薬剤を受けたという申し出とあります点を、患者から処方せんを交付することは不要であるという旨を申し出た場合とすることに改めることが適當であると存じたのであります。

また原案におきます治療上支障ある場合とすることを、さらに詳細に規定いたしましたために、さきに述べたような趣旨で、各号の場合を定めたものでございまして、

それからなお、覚せい剤を医者が与える場合及び薬剤師の乗り組んでいない船舶内において投与する場合は、これまた処方せん交付の義務を免除する必要があると認められましたので、この点は新しく追加いたしました次第でございまして、

第二点は、医師法の罰則の点であります。処方せん交付義務の違反に對する罰則は、原案におきましてはこれを除くことになっておりますが、この点は現行規定通り存置することを適當と認められた次第でございまして、

第二に、歯科医師法に關する部分につきましても、医師法と同じような取扱いをすることが適當と存じましたので、歯科医師法に關する部分についても、これを修正したいと存するの

第三に、薬事法に關する部分の修正でございまして、薬事法につきましても、昭和二十六年法律第二百四十四號の規定を大體踏襲することが適當と認められた次第であります。しかしながら、医師が調剤をいたしました場合、その罰則を一般人と同じように三年以下の懲役または三万円以下の罰金というふうな重い規定を置きます必要はないと存じますので、この点につきましても、特に薬事法に違反した医師、歯科医師、獣医師の調剤についての罰則を一万円以下に改めるといふ考えでございまして、

なお、医師法第二十二條の治療上支障がある場合とすることを詳細に規定いたしました關係上、薬事法におきま

する罰則は、原案におきましてはこれを除くことになっておりますが、この点は現行規定通り存置することを適當と認められた次第でございまして、

たいた次第でございまして、

以上は各派共同修正案の概要でございまして、ただいまお手元に条文も配付せられましたので、何とぞ御審議をいただきたいと存じます。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終了いたしました。

ただいまの趣旨説明に對する御発言はありませんか。

なければ、次に本案並びに修正案についで討論に入るのであります。通告もありませんので、これを省略し、直ちに採決に入るに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

これより採決いたします。まず本案に對する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決いたしました修正案を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本部分分は原案の通り可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に關する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

次会は明後二十五日、月曜日午前十時より理事会、十時半より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

ついで討論に入るのであります。通告もありませんので、これを省略し、直ちに採決に入るに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

これより採決いたします。まず本案に對する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決いたしました修正案を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本部分分は原案の通り可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に關する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

次会は明後二十五日、月曜日午前十時より理事会、十時半より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

〔参照〕

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案（二浦一雄君外四十九名提出）に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕